

香川県報



第 42 号

平成 17 年

5月31日(火曜日)

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）	（ ）	一
生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（ ）	一
身体障害者福祉法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	一
身体障害者福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出	（ ）	二
知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	（ ）	二
知的障害者福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出	（ ）	二
児童福祉法の規定による事業者の指定（二件）	（ ）	三
児童福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出	（ ）	三
児童福祉法の規定による水防警報を行う河川の指定	（河川砂防課）	三
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	（県民参画課）	四
平成十六年度における行政文書の公開の実施状況	（ ）	四
平成十六年度における香川県個人情報保護条例の施行状況	（ ）	五
議会公告		
平成十六年度における公文書の公開の実施状況		七
選挙管理委員会告示		
●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の所在地の変更		
人事委員会規則		
●給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則		

人事委員会告示

●給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の一部改正

告 示

八

香川県告示第三百四十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。
平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一七、三、三一	高木胃腸科内科医院	丸亀市南条町四七番地
平成一七、四、三〇	宮武歯科医院	丸亀市三条町九三番地五

香川県告示第三百五十号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成一七、四、一	おおつか内科医院	丸亀市南条町四七番地
平成一七、五、一	宮武歯科医院	丸亀市三条町九〇番地二
平成一七、五、一	ぞつさん薬局	丸亀市土器町東四丁目七三七番地

香川県告示第三百五十一号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇二二四一 三五	地域生活サポートセンターにい 綾歌郡国分寺町新 名字下中筋三二九 九番地五	社会福祉法人なか まの里福祉会 綾歌郡国分寺町新 名二二〇九番地四	平成十七年 五月二十一 日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第三百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇九五二 一一	(変更前) ワンハート介護サ ービスセンター 丸亀市飯山町東坂 元二〇〇四番地の 二 (変更後) ワンハート介護サ ービスセンター 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二	(変更前) 有限会社ワンハー ト介護サービスセ ンター 丸亀市飯山町東坂 元二〇〇四番地の 二 (変更後) 有限会社ワンハー ト介護サービスセ ンター 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二	平成十七年 五月二十一 日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第三百五十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇二二四一 三四	地域生活サポートセンターにい 綾歌郡国分寺町新 名字下中筋三二九 九番地五	社会福祉法人なか まの里福祉会 綾歌郡国分寺町新 名二二〇九番地四	平成十七年 五月二十一 日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第三百五十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇九五二 一〇	(変更前) ワンハート介護サ ービスセンター 丸亀市飯山町東坂 元二〇〇四番地の 二 (変更後) ワンハート介護サ ービスセンター 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二	(変更前) 有限会社ワンハー ト介護サービスセ ンター 丸亀市飯山町東坂 元二〇〇四番地の 二 (変更後) 有限会社ワンハー ト介護サービスセ ンター 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二	平成十七年 五月二十一 日	知的障害者居宅 介護

二	丸龜市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二
---	---------------------------

香川県告示第三百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇九五 二七	ありす児童デイサ ービス 丸龜市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二	有限会社ワンハー ト介護サービスセ ンター 丸龜市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二	平成十七年 五月二十日	児童デイサービ ス

香川県告示第三百五十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇二二四 三三	地域生活サポート センターにい 綾歌郡国分寺町新 名字下中筋三二九 九番地五	社会福祉法人なか まの里福祉会 綾歌郡国分寺町新 名二二〇九番地四	平成十七年 五月二十一日	児童居宅介護

香川県告示第三百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	事業者の名称及び 主たる事務所の 所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇九五 一九	(変更前) ワンハート介護サ ービスセンター 丸龜市飯山町東坂 元二〇〇四番地の 二 (変更後) ワンハート介護サ ービスセンター 丸龜市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二	(変更前) 有限会社ワンハー ト介護サービスセ ンター 丸龜市飯山町東坂 元二〇〇四番地の 二 (変更後) 有限会社ワンハー ト介護サービスセ ンター 丸龜市飯山町西坂 元二二〇六番地十 二	平成十七年 五月二十一日	児童居宅介護

香川県告示第三百五十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条の六第一項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

河川の名称	区	域	指定年月日
	左岸	右岸	
二級河川 新川水系 新川	木田郡三木町大字上高岡字高原二六三 七番三地先から海まで	木田郡三木町大字上高岡字高原二二四 八番一〇地先から海まで	平成十七年五月三十一日

二級河川 新川水系 春日川	左岸	高松市西植田町字大龜六三四番一―二地 先から新川合流点まで	平成十七年五月三十一日
	右岸	高松市西植田町字城ヶ谷一四九五番四 地先から新川合流点まで	
二級河川 香東川水系 香東川	左岸	香川郡香南町大字岡字清水一六番一―地 先から海まで	平成十七年五月三十一日
	右岸	香川郡香川町大字川東上字芦脇三四一― 番一―地先から海まで	
二級河川 綾川水系 綾川	左岸	綾歌郡綾上町山田上字栗原甲二一〇四 番一―地先から綾歌郡綾南町大字滝宮字 川西一五七番一―地先まで	平成十七年五月三十一日
	右岸	坂出市府中町字小原三九六六番地先か ら海まで	
二級河川 金倉川水系 金倉川	左岸	仲多度郡満濃町大字神野字神野四五番 六地先から海まで	平成十七年五月三十一日
	右岸	仲多度郡満濃町大字神野字神野一七二 番地先から海まで	
二級河川 財田川水系 財田川	左岸	三豊郡財田町財田上字雉子尾一八三五 番一―五地先から海まで	平成十七年五月三十一日
	右岸	三豊郡財田町財田上字三の瀬三九四六 番一―地先から海まで	

公 告

香川県公告第三百二十九号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年七月十八日まで縦
 覧に供する。
 平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日
 平成十七年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人さぬきつずコムシアター

佐藤 珠実

丸亀市土器町東五丁目五一五番地

三 定款に記載された目的

この法人は、子どもやおとなに対して、演劇をはじめとする優れた文化・芸術の鑑賞
 や創造活動の推進、また社会体験や社会参画の機会の充実などを図り、文化・芸術の振
 興と、子どもとおとなが豊かに育ち合える地域社会づくりに寄与することを目的とする。
 香川県公告第三百三十号

香川県情報公開条例（平成十二年香川県条例第五十四号）第二十六条の規定に基づき、
 平成十六年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

行政文書の公開の状況

(単位:件)

実施機関	公開請求数	A (B+C) 対象行政文書数(決定内容別)		B 計		C その他
		公開	一部公開	公開	非公開	
知事	1,003	4,474	2,137	2,250	77	4,464
						10

監査委員	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
計	108	82	1	19	2	4

3 口頭による開示請求

(単位 件)

試験等の名称	実施機関	開示件数
行政書士試験	知事	0
有休任期付職員登録試験	知事	2
調理師試験	知事	27
介護支援専門員実務研修受講試験	知事	68
保育専門学院入学試験	知事	72
准看護師試験	知事	30
歯科技工士試験	知事	4
保健医療大学一般入学試験	知事	4
医療短期大学一般入学試験	知事	4
毒物劇物取扱者試験	知事	5
薬種商認定試験及び承継試験	知事	0
クレーンクレーンオペレーター試験	知事	0
職業訓練指導員試験	知事	2
技能検定試験	知事	0

改良普及員資格試験	知事	0
農業機械利用技能者技能検定試験	知事	0
農業大学校一般入学試験	知事	0
探石業務管理者試験	知事	3
香川県公立高等学校入学者選抜	教育委員会	3,039
香川県立高等学校専攻科入学者選抜	教育委員会	0
香川県公立学校教員採用選考試験	教育委員会	0
香川県立高松北中学校入学者選抜	教育委員会	9
香川県立高瀬のそみが丘中学校入学者選抜	教育委員会	5
職員等採用上級試験	人事委員会	20
職員等採用中級試験	人事委員会	2
職員等採用初級試験	人事委員会	0
警察官A採用試験	人事委員会	11
警察官B採用試験	人事委員会	9
職員採用選考試験	人事委員会	4
合 計		3,320

4 訂正請求の件数及び処理状況

(単位 件)

請求件数	処 理 状 況		
	訂 正	不 訂 正	却 下
0	0	0	0

5 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数	審 申 の 内 容				取 下 げ
	認 容	一 部 認 容	棄 却	審 理 中	
0	0	0	1(注)	0	0

(注)平成15年度中に不服申立てがあった事案について、平成16年度に審申があったものである。

6 是正の申出の件数及び処理状況

(単位 件)

是正の申出の件数	処 理 状 況	
	処 理 済	処 理 中
0	0	0

議会公告

香川県議会公告第一号

香川県議事情報公開条例(平成十二年香川県条例第七十九号)第二十六条の規定に基づき、平成十六年度における公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十七年五月三十一日

香川県議会議長 塚 本 修

1 公文書の公開の状況

(単位 件)

A(B+C) 公開請求処理件数	対 象 公 文 書 数 (決 定 内 容 別)				B 計	C その他
	公 開	一 部 公 開	非 公 開	計		
1,923	1,890	29	4	1,923	0	

2 不服申立ての状況

不服申立て件数 0件

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている病院について、次のとおりその所在地の変更があった。

平成十七年五月三十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	
	新	旧
医療法人財団博仁会キナシ大林病院	高松市鬼無町藤井四三五一	高松市鬼無町佐藤五四一

人事委員会規則

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月三十一日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第十九号

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額表に関する規則(昭和二十八年香川県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

「政策調整監 別表教育委員会の事務部局の項中 参事(人事委員会の認めるものに限る。)」を「参事(人事委員会の認めるものに限る。)」に改め、「高松南高等学校事務部長」を削り、「高松東高等学校事務部長」を「高松南高等学校事務部長」に改め、「多度津水産高等学校事務部長」を「高松南高等学校事務部長」に改め、「高松東高等学校事務部長」を「高松南高等学校事務部長」に改め、「多度津水産高等学校事務部長」を「高松南高等学校事務部長」に改め、

校事務部長」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

人事委員会告示

香川県人事委員会告示第三号

給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から施行する。

平成十七年五月三十一日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

別表第一の八級の部教育委員会の事務部局の項中「高松南高等学校校事務部長」を削り、同表六級の部教育委員会の事務部局の項中、「高松南高等学校」を削る。